

第 5137 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 1月 5日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 平成25年租税条約等に基づく情報交換事績

Q：平成25年の租税条約等に基づく情報交換事績が公表されたそうですが、どのようなものだったのですか？

A：次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税庁から平成25年度における租税条約等に基づく情報交換事績の概要が公表されました。主な内容は、次のとおりです。

① 要請に基づく情報交換

国税庁から外国税務当局に発した「要請に基づく情報交換」の要請件数は720件、外国税務当局から国税庁に寄せられた「要請に基づく情報交換」の要請件数は106件でした。情報交換では、複雑な国際的租税回避スキームや富裕層が行う海外資産運用に係る情報交換等が行われています。

② 自発的情報交換

国際的脱税や租税回避行為に対して自発的情報交換を積極的に行っており、国税庁から外国税務当局に提供した件数は6,881件、外国税務当局から国税庁に提供された件数は3,062件でした。国際的な脱税及び租税回避行為を防ぐべく自発的情報交換が積極的に行われています。

③ 自動的情報交換

法定調書等から把握した非居住者への支払いに関する情報を外国税務当局間で情報交換して、海外投資所得の申告漏れの把握に活用されています。自動的情報交換件数は国税庁からが12.6万件、国税庁に提供された件数が13.3万件でした。

